

みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第45号>
平成28年8月
発行・編集
南三陸町
復興事業推進課、管財課
復興市街地整備課

1. 住宅再建相談会の開催について



町と住宅金融支援機構では、被災者の住宅再建に必要な情報を提供することを目的に、住宅再建相談会を開催いたします。

相談会には、地元金融機関（七十七銀行、仙台銀行）も参加し、相談を受け付けます。

また、住まいの復興給付金の申請に関する相談会も行われますので、ぜひ会場にお越しください。



■ 相談内容

- ・住宅再建に向けての資金計画相談（融資の案内、返済額シミュレーションの作成等）
- ・住まい再建のための公的助成制度や防災集団移転事業、災害公営住宅に関する相談等
- ・住まいの復興給付金の給付の可否、申請書の記入方法、書類の確認等（申請書の提出はできません。）

■ 開催日時

期 日	時 間	場 所
平成28年9月11日（日）	午前10時から午後4時まで	役場第2庁舎1階相談室

■ 住宅金融支援機構による資金計画の相談申込について

- ・資金計画の相談は、**事前に電話予約**が必要となりますので、下記へお申込みください。

【申込み先】住宅金融支援機構

☎0120-086-353 （フリーダイヤル）

※地元金融機関への相談の予約も上記申込先となります。



■ 住まいの復興給付金とは？

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率引上げ（平成26年4月1日）以降に住宅を新築・購入または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、消費税率の増税分相当の給付を受けられる制度です。

（担当：復興事業推進課 住宅再建支援係）

2. 戸倉団地 公益施設用地への出店者を公募します。



戸倉地区の国道398号沿道の公益施設用地への出店者を公募します。

1. 区画の概要

区画	募集区画A	募集区画B
面積	約1,000㎡（303坪）	約235㎡（71坪）
道路	南・西・北が道路に接しています	南北が道路に接しています

【区画B】に応募者が無い場合は隣地【区画A】の利用者が一体的に利用することも可能です

2. 募集期間：平成28年8月16日（火）～平成28年8月31日（水）

3. 受付場所：南三陸町役場 復興事業推進課 移転促進係

※1 出店には条件があります。詳細は受付場所までお問い合わせください。

※2 募集区画の詳細については受付場所までお問い合わせください。



4. 決定方法：複数の応募があった場合は、事業内容や周辺状況等を考慮し、決定しますのでご了承ください。

（担当：復興事業推進課 移転促進係）

3. 防災集団移転促進事業(高台移転)住宅団地への参加者を公募します。



防災集団移転促進事業で整備を進めている団地のうち、下記の団地について参加者を公募します。

1. 団地名及び区画数(10団地53区画)

	団地名	公募区画数
①	田の浦団地	2
②	馬場中山生活センター西団地	4
③	泊浜団地	1
④	館浜団地	2
⑤	栴沢団地	12
⑥	歌津中学校上団地	1
⑦	寄木・葦の浜団地	5
⑧	清水団地	6
⑨	戸倉団地	19
⑩	長清水団地	1



2. 応募資格

- ① 東日本大震災当時に、南三陸町内に居住し、その住宅の所在地が移転促進区域(災害危険区域)に指定されている方。
- ② 東日本大震災に係る被災者住宅再建支援制度(個別移転補助・災害公営住宅など)を利用していない方
- ③ 町が実施する防災集団移転促進事業団地へ参加申込をしていない方、または災害公営住宅へ入居申込をしていない方。ただし、すでに他の防集団地または災害公営住宅への申込をされた方でも、これを取り下げる予定の方は応募することができます。
- ④ 各団地及び周辺の地域活動を理解し、一緒に活動していこうと思っておられる方。

3. 募集期間 **平成28年8月16日(火)～平成28年8月31日(水)** ※土日を除く

4. 提出場所 南三陸町復興事業推進課移転促進係



5. 提出場所 ①防災集団移転促進事業(高台移転)空き区画参加申込書
②り災証明書(コピー可)



6. 決定方法 地域優先を前提として参加者を決定する方針ですが、抽選となる場合があります。

(担当:復興事業推進課 移転促進係)



問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379

管財課 0226-46-1381

復興市街地整備課 0226-46-1382